

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成 2 6 年 1 月 3 1 日 (金)

杉 並 区 議 会

目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について	3
平成26年度当初予算について	3
平成26年度議会費予算について	5
議会運営の申し合わせ事項について	8
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会ピンバッジについて	20

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成26年1月31日(金) 午前9時59分～午前11時13分	
場 所	第2委員会室	
出席理事 (5名)	理事 富本 卓 理事 島田 敏光 理事 くすやま 美紀	理事 脇坂 たつや 理事 河津 利恵子
欠席理事		
理事以外の 出席議員	議長 大泉 時男	副議長 渡辺 富士雄
出席理事者	副区長 松沼 信夫 政策経営部長 牧島 精一 財政課長事務 森 雅之 取扱政策経営 総務部長 宇賀神 雅彦 部 参 事 総務課長 有坂 幹朗	副区長 菊池 律 総務部長 宇賀神 雅彦 総務課長 有坂 幹朗
事務局職員	事務局長 与島 正彦 議事係長 野澤 雅己 議会担当 杉原 正朗 調査係 小塩 尚広	事務局次長 朝比奈 愛郎 庶務係長 本島 健治 議会法務担当 高田 二郎 係長付主査 上野 和貴 担当書記

(午前 9時59分 開会)

富本理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

富本理事 初めに、議会運営委員会理事会の記録について、11月8日から26日までの4回分を理事の皆さんに送っているが、その内容で承認いただけるか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 それでは、承認されたので、本日から公開とする。

《平成26年度当初予算について》

富本理事 続いて、平成26年度当初予算について、理事者から説明がある。

副区長(松沼) 本日は、平成26年第1回区議会定例会に提案する案件のうち、平成26年度各会計当初予算案の概要について説明する。

内容は、政策経営部長から説明をさせる。

なお、当初予算以外の案件は、別途説明する予定なので、よろしく願います。

政策経営部長 それでは、平成26年度の当初予算について、資料、区政経営計画書に基づき説明する。

初めに、予算の基本的な考え方は、計画書の2ページから4ページにある。

日本は急速に少子高齢化が進んでいる。人口減少の中、高齢者の割合が増加すれば、働く世代が減り、区税収入が減少する反面、社会保障関連経費は増加する。時代とともに変化する区民ニーズに的確に対応し、未来をしっかりと見据え、私たちの世代が今できること、やらなければならないことに取り組み、次世代にすばらしい杉並区を継承する。そのために、区立施設の再編整備、保育の待機児童対策、まちづくりの成功事例の共有化、将来の自治分権のモデルづくりといった未来志向の取り組みにより、基本構想が目指す10年後の将来像の実現を加速化させる。このため平成26年度を、区民とともに策定した基本構想の実現に向けた取り組みを加速化させる年と位置づけ、新年度の予算を「未来へ駆ける予算」と名づけた。

こうした基本的な考え方のもと、予算編成に当たり、喫緊の課題に重点的かつ優先して取り組めるよう予算措置を講じるとともに、総合計画、実行計画事業は、社会状況の変化に応じて規模等を見きわめ、計上した。その上で、3つの視点に特に意を用いて編成した。

その第1は、「安全でにぎわいのあるまちづくり」である。首都直下地震など大規模

災害の備えとして、全ての人々が安全に暮らしていける災害に強いまちづくりをスピード感を持って進める。また、安全を基礎にして区民の交流を広げ、地域のにぎわいをつくり、区外から訪れる人々にも魅力的なまちとする。

具体的な取り組みは、3ページ上段に記載したが、例えばモデル地区を重点に、狭あい道路の解消に粘り強く取り組むほか、東京都の不燃化特区制度を導入し、区の助成とあわせて不燃化を強力に進めていく。

さらに、発災時に迅速な避難が難しい高齢者等の災害時要援護者の命を守るため、新たに耐震シェルター及び耐震ベッドの購入助成を始める。

また、高円寺駅周辺において、にぎわいや経済効果をもたらした芸術会館、座・高円寺の成功例をもとに、中央線を中心に、他の地域においても同様の成功事例を生み出す研究などの事業を行う。

第2の視点は、「福祉の向上で安心を実感」。区民が互いに支え合いながら住み続けられるよう福祉の向上を図る中、特に安心を実感できるよう施策の充実に努める。

具体的には3ページ下段に記載したが、保育の待機児童対策に引き続き全力で取り組むことを初め、全国初の先進的な取り組みとなる保育対応型児童発達支援事業所の開設支援や、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていくために、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センター（ケア24）の体制を強化する。

特別養護老人ホームの整備では、国の検討会で実施可能とされた南伊豆町での整備計画について具体化を図る。

このほか、特定の事業を介した新たな広域連携について研究し、国や他の自治体に先駆け将来の自治分権のモデルとなる取り組みに着手するほか、区民の健康を守るため、がん検診電算システムの有効活用による受診率の向上など、福祉の向上により安心を実感できるよう取り組む。

次に、第3の視点。4ページだが、「次世代支援のさらなる拡充」である。子どもや若者たちが夢と希望を見出し、その実現に向かって自らの道を開いていくための支援を拡充する。

具体的な取り組みは、次世代育成基金を活用した交流やスポーツ等の事業を引き続き行う。

また、東京オリンピック・パラリンピック開催を契機に、子どもたちが夢を描くことができるよう、ジュニアトップアスリートの発掘や育成策について検討し、具体化する。

子どもたちの教育環境の向上に関連した取り組みとしては、教材や修学旅行等の私費負担部分について、保護者負担の軽減を図る観点から、区独自に公費負担を行う。

また、中学生のフレンドシップ事業について、区の交流自治体との友好関係を生かした多様な体験ができるよう充実を図る。

このほか、電子黒板機能つきプロジェクターを小中学校の普通教室に設置することや、高度情報通信ネットワーク社会が急速に進む中、子どもたちが安全で適切なスキルを身につけられるよう、タブレットパソコンを試験的に導入し、ICT教育の充実を図る。

以上、説明したとおり、平成26年度の予算編成に当たり、「未来へ駆ける予算」として3つの視点から重点配分したが、それらを支えるとともに、未来を見据えて、先送りのできない大きなテーマである区立施設の再編整備について、一言申し上げる。

計画案は、先週の21日から昨日30日にかけて、区内5カ所で地域説明会を開催したほか、現在、区民等の意見提出手続を実施している。今後、それらの結果や議会での意見を踏まえて計画を策定する。

なお、区民の安全・安心を確保するため、老朽化や耐震性に課題があるなど、緊急性の高い施設の対応については、当初予算に必要な経費を計上した。

次に、財政運営は、区税収入や特別区財政交付金などについて一定の増収を見込んでいるが、日本経済の先行きは依然不透明な要因も多いことから、今後見込まれる施設再編への備えを初めとして、区民福祉のさらなる向上に向けて、基金と区債をバランスよく活用した。

次に、特別会計については、被保険者数や保険料率などの基礎数値をもとに積算した。以上、予算の基本的な考え方と編成方針について説明申し上げた。

一般会計及び各特別会計の予算規模は、50ページをごらんいただきたい。

一般会計は1,611億5,000万円、対前年度比3.4%の増、また、特別会計を含む全会計の合計は2,651億5,661万円、対前年度比3.4%の増となっている。

予算の概要は、今後各会派に伺い説明するので、よろしく願います。

なお、本日は、午後1時から当初予算の記者会見がある。

私からは以上。

富本理事 今説明があった。今後それぞれ説明があると思うが、改めて説明について何かあるか。よろしいか。では、理事者の方々は退席いただいて結構である。

《平成26年度議会費予算について》

富本理事 続いて、この予算の中の、平成26年度の議会費について事務局からの説明願う。
議会事務局次長 議会費について、私から概略説明する。

資料2をごらんいただきたい。26年度の当初予算額は、8億3,000万円余となってお

り、対前年比約3%の減、金額にして2,600万円の減である。

内訳は、下の表にあるが、前提として26年に区議会議員の補欠選挙が予定されているので、その経費を見込んでいる。また、消費税率のアップも見込んでいる。

個別の部分だが、旅費のところをごらんいただきたい。26年度は、小千谷の復興10年式典、北塩原村村制60周年の式典が予定されているので、議長及び事務局の旅費を見込んでいる。

また、旅費の中で、その他の視察旅費という項目がある。これまで単価5万円の合計60万円が算定されていたが、今回の予算の上では、単価10万円掛ける12人分で120万円が計上されている。

続いて、管理事務費は補欠選挙の際の経費が計上されている。また、第1、第2、第3、第4委員会室の音響設備の改修工事は、約3,300万円程度を要求していたが、こちらは、ゼロ査定であった。

広報費は、広報課のほうの「広報すぎなみ」の配布部数の見直しに合わせて、若干経費が変わった。

「区議会ホームページ」に関する経費は、補欠選挙後のPC環境の設定に関して必要な経費を見込んでいる。

今回、冒頭約2,600万円の減ということで説明したが、一番大きいところは報酬の部分、特に共済費の部分であり、こちらについて区の負担率が見直されていることにより、約2,500万円強の減額となっている。

また、区議会議員の報酬は、資料の上では6月分まで45人分だが、6月29日の選挙予定なので、任期が6月30日から始まる関係で、予算上は、その1日の日割分も合わせて計上している。

議会費の説明は以上。

富本理事 今るる説明があったが、何か質問あるか。

私も事前に打ち合わせをして、残念ながら委員会室の音響費がゼロという査定と聞いた。去年、本会議場もああいう状況になり、委員会室も、聞くところによると同じ年代のものなので、実際に何度かふぐあいがあったこともあるので、私も予算委員会の中で、この点について、なぜゼロ査定なのかということは求めていきたい。議運の委員長という立場もあるので、これは本当に必要な経費だと我々としては思うので、壊れてから直されるというのはちょっといかなものかと思う。この辺は私のほうからも質問をしていきたい。

ほかに何か質問はあるか。

くすやま理事 旅費の説明で、昨年度と変わったというのは、もうすこし説明願う。

議会事務局次長 旅費は、公費として、委員会の視察旅費とか、あるいは交流自治体との交流関係の経費がついているところであるが、それ以外にその他の経費で、これまでも5万円掛ける12人分の60万円の旅費があった。これは、今特別委員会が1つの委員会12人なので、例えば特別委員会のほうで視察の必要が出たということであれば、それで対応していた。単価が5万円だったところが、常任委員会と同じように10万円で請求し、10万円掛ける12人の総額120万円で計上された。

くすやま理事 そうすると、特別委員会の視察がもし入ったときの……

議会事務局次長 想定としてはそういうことになる。10万円掛ける12人分。

くすやま理事 その12人という根拠は何か。

議会事務局次長 特別委員会の委員の人数が12人。

くすやま理事 では、特別委員会1視察を想定しているということか。

議会事務局次長 想定はそうである。

河津理事 使い方は、例えばその120万の範囲の中であれば、お金がかからないケースだったりすると、12人以上が派遣できたりとか、あるいは2回行くとかいうことも考えられるのか。

議会事務局次長 これはあくまでも委員会での必要性とか議会の上での必要性ということで判断されるものなので、枠は120万円。一応10万円掛ける12人分だが、実態に応じて、また必要性について、予算当局にはちゃんと説明することが必要と思うが、枠の中であれば、必要に応じて使えるということ。

富本理事 現実、使い切っていない。常任委員会だって使い切っていない。

議会事務局次長 使い切っていない。

くすやま理事 特別委員会の1回分で算出、10万掛ける12人で。今までも毎年1回ぐらいだからということで、いつもこういう1回分ということで計上しているのか。

議会事務局次長 これまでは5万円掛ける12人。

くすやま理事 それは1回分か。

議会事務局次長 1回分という想定で計上。

くすやま理事 それで大体いつも実績としては、特別委員会の視察というのは1回ぐらいだったのか。

議会事務局次長 都内とか近隣の視察だと、複数回ある。これまでは近接地外、特別宿泊を伴うような形での視察というのは例がなかった。

くすやま理事 だから、1回ということじゃなくて複数回あったということか。

議会事務局次長 実際、エリア内の視察だと、複数回あった。

富本理事 予算が幾らついているのかよくわからないままに視察に行って、予算がどういうふうになっているのかもわからない。それは議会の責任でもあるから、委員長とかをされれば、予算がどういうふうにあって、幾ら残っているのかとか。

例えば常任委員会だって、いつもやっている委員会視察だけ1回やればいいということではなく、必要があれば視察をすればいいわけで、そういうことは議会全体としてその辺はもうすこし考えて、それぞれが意識を持ってやっていけばいいと私はずっと思っている。そんな形で、またそういう議論もいろいろ深めていっていただきたい。今やっているやり方が絶対という形ではないので、その辺は今後いろいろ議会の中でも議論があってもいいと思う。

ほかあるか。 なければ、次の項目へいく。

《議会運営の申し合わせ事項について》

富本理事 それでは、ずっと話し合ってきた議会運営の申し合わせ事項について。

前回、最終的に4つの課題を精査し、完成となるはずであったが、共産党から意見があり、持ち帰りとなってそのままになっていた。その後、事務局のほうで共産党の意見を確認してもらい、反映できる点は直して今回の資料とした。改めてその点について事務局からの説明を願います。

議会事務局次長 資料3を見ながら説明したい。

まず、1点目、1ページ。「会派」の部分で、1人会派の規定の仕方について意見があった。1人会派を認めるという記述で当初提示したが、誰が認めるのかという指摘があり、1ページに記載のとおり、「一人でも会派結成届を提出できる。なお、結成に伴う諸手続については同様に行うものとする。」という文言とした。

2つ目、次は5ページ、「意見開陳」である。同一会派の議員が別々の意見を述べたいとか、あるいは委員長報告で会派の意見が含まれていたとしても、別の会派意見を本会議で述べたいといったようなケースの場合、その際は、理事会で報告し、議会運営委員会のほうで可否を決定としたところだが、これについても、議員の発言を制限すべきではないとの意見があった。議会運営上考えてみても、二重に意見を述べるということになるので、記載のとおり、「理事会に報告し、議会運営委員会で可否の判断をする。」加えて、議会運営委員会でそういった理由を述べるができるという文言で、きょうは提示したところ。

同様に、これは5ページだけではなくて、10ページだが、予決特、特別委員会の意見

開陳の(4)でも同じような文言で整理をしたところ。

3つ目。これは、これまでこの間の理事会でも申し合わせた2点について記載した。まず9ページ。

議会運営委員会で「議案審査を行う際は、特別委員会初日の午後に設定する。」ということ明記して、ただし、「議案審査で委員外議員の発言通告がない場合は、最終日の議会運営委員会で議案審査を行うことができる。」という文言としたのが1つ。

もう1つは、3ページ。「議員提出議案」のところだが、その際の提案説明は、「提出者のうちから適切な者が行う。」、この一文を加えたところである。

富本理事 これもある程度長い間議論してきた。ちょうど年がわりで、今回から第1回定例会なので、できればその前には渡して、これをもって申し合わせ事項ということで、今やっていることをまとめただけといえどもまとめただけだが、今後これで議会運営ができればと思っている。

余りずるずるとしてもしょうがないので、最初に確認するが、まず1ページについて何か意見はあるか。

くすやま理事 「一人でも会派結成届を提出できる。」ということは、「できる」ということなので、しなきゃいけないということじゃない。しなくてもいいのかなというふうにとれるが、もし提出しないということになると何か不都合なことが起きるのかどうか。

議会事務局次長 その点、今現在は、実質問題として、1人で活動されるという方についても、会派結成届を提出するという状況。これまではそういったことがベースにあり、会派の控室だとかあるいは予決特の会派の質問時間だとか、そういったところの算定、あるいは場所取りというわけでもないが、会派を結成しなれば、そういったところにいろいろと課題が出てくるのかなと考えるところ。

なので、「できる」という表現ではあるが、実際問題としては結成届を提出してもらって、これまでどおりの考えである。突き詰めていくとそういうことになるというところ。

また、政務活動費についても、今現在は会派及び議員にという形になっているが、こちら、将来的に考え方が変われば影響が出てくることの1つではあると考えている。

富本理事 まず大前提として、1人の会派は認めてないというか、会派というのは2人以上だという大原則が地方議会の運営の中である。そういう中で、とはいうもののということで、1人でも会派として認めている現状がある。認めるということになると、誰が認めるのかということがあったのでこういう言葉にしたが、確かに「できる」ということなので、提出しなくてもいいのかということになると、無会派というか、そういう言葉があるのかどうか分からないが、「提出できる」であれば、提出しなくてもいいだろ

うという人が出るかもしれない。そうすると、一応会派を基本に物を考えているので、非交渉会派という言い方をしてお願いもしたりするときもあるので、例えば予特の質問割りとか部屋の問題とか、そういうことについてもやはり会派ということの基本を考えているので、「できる」とは書いているけれども、実質してもらわないとちょっと困るという現状もあるので、その辺は良識を持って判断していただきたい。言葉尻を捉えて、「できる」と書いてあるからしなくていいだろうというのは、正直困るという現状がある。とって、認めると書くと、誰が認めるとなるので、そこは逆に知恵を出してもらえれば、「できる」と書いてあるからしなくてもいいみたいなことを言われるのには、こちらに対処したいと思っている。正直、打ち合わせのときにそういう話もあった。

島田理事 具体名を出していいのかどうかよくわからないが、堀部議員は無所属だが、無所属という会派の名前を届けているのか。

議会事務局次長 そうである。

島田理事 これは仮に提出できるとして、例えば提出しないという1人の議員がいたとすると、無所属という名前の会派を認めてしまうと、その提出しなかった人は別に会派を結成しようとは思ってないわけだが、その人はどういう表現になるのかというのが1つと、届けを出さなければいけないとして名前をつけるようにするのか、その辺が整合性がとれないというか、どうなのか。

議会事務局長 冒頭富本理事から話があったが、会派は2人以上、複数で、基本的には1人会派はないという前提のもとに「できる」という条件を付すということ。必ず出してもらうという前提で、今名前の挙がった議員からこういう質問が出るだろうということも想定しながら議論したが、出してもらいたいということの説明しようと考えている。

富本理事 1人でも会派結成届を提出の上、会派を結成できるとか、そういうことにしてはどうか。要するに結成届を提出の上、会派を構成できるとかにして、提出をしてつくれるという形にするしかない。そのためには手続が要するというふうにしてはどうか。

副議長 本来2人を会派とみなすが、という話を頭に付けて1人でもできると。

議会事務局長 その大前提を表現するということか。

河津理事 これだけの文章ではそういう理解はできない。

島田理事 これは届を出さなかったら……。

富本理事 そういう例もある。例えば複数の人が届を出さないと、いわゆる部屋も一緒部屋みたいな、例えば無会派という表現が正しいかわからないが、一方でそういう考え方をとっている人もいる。会派制は地方議会になじまないという考えで、無会派で全部で一緒という考え方をとって議事に臨もうとしている考えも一方にある。そういう

考えもある。ただ、現状が一人で結成しているし、そういう形でやってきた。会派というものはそういう形で捉えている。ただ、本来は複数、2人以上ということはそのとおりだが、無会派的な発想の方もいる。そこにまた何かボールを投げるみたいな形になりかねない。複数会派の方でこういうことを考えているのは、不思議といえば不思議。大体皆さん言いたいことは一緒だと思う。

議会事務局長 冒頭からの流れは会派を結成するという話で来ている。結成するというのは、1人で結成するという大前提にはない。複数だが、そういう流れだが、これまでの慣例どおり1人も認めるとのこと……

富本理事 今の副議長の提案の文章を冒頭に入れてはどうか。

河津理事 会派とは、というのを最初に入れると。

くすやま理事 そもそも会派というのは何なのかというのが……。

富本理事 地方議会運営事典に書いてあるようなことを入れる。

議事係主査 会派の定義については議会改革特別委員会の中でもかなり議論になって、その中で、政策の考え方を一にするものだというようなことを考えてはどうかという話があった。それについては反対意見もあって、結局定義がされなかったという経緯があり、この部分にも載せてなかった。なので、会派とはというのがなかなか載せられない状態であったが、とはいっても、杉並区議会では実際に1人会派というのがあるので、「結成届を提出できる。」というような書き方にした。実際問題として出してもらっている。

富本理事 それを逆手にとられるということはあるということ。

議事係主査 はい。ありえるので、例えば「会派結成届を提出する」とかにしてしまうという方法もある。

あと、副議長の言うように、大前提の一文入れて、会派とは2人以上で結成するものだが、杉並区議会では1人でも会派結成届を提出する、というようなことに直してもよいのかと思った。

富本理事 議会改革等で会派について議論したときと、現状は議会構成が変わった。会派内でいろいろな意見がある会派もその当時は存在していた現状があった。政策がどうかそこまで書くといろいろあるので、一応大前提は複数名だ、ということは運営事典でも書いてある話なので、それを盛り込で、提出をした上で構成できる形にしてはどうか。

議会事務局長 今名前の挙がった方も、この説明をすればそれ以上は言わないと思う。

富本理事 僕は甘いと思う。いろいろな考えがあるので、そこはそれできちっとしておいたほうが良いと思う。別に現状と何も変化を求めているわけではない、今やっていることを追認することを少し書いているだけ。一応そういう案をつくってみる。その後でま

たお話し合いをする。きょうオブザーバーで来ている方の意見なんかもちよっと聞いたりもしていきたい。

続いて、次、3ページ。これはこの間リサイクルのときに市橋議員にお願いをしたケースが最初だが、それを書いただけなので、これは特段問題ないと思うが、よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 では、これはそのようにする。

次、意見開陳について。これはくすやま理事のほうから意見があるのか。

くすやま理事 今出されたものを見たが、やはり我が党としては賛同できない。

富本理事 気持ちはわかるが、別に意見の制限をするつもりはない。ただ、実際の運営上こういうふうに行っているということで理解いただけないか。現状の議会の運営の中で考えれば、こういう方式をとっているということを皆さんで理解する、ということで判断いただいて、もともと発言を制限するとか、そういうつもりはない。

そういう場合があったら、イレギュラーな問題なので、確かに制限はしてないけれども、それをノーズロでずるずるというのもおかしいのではないかとということで一応こういう方式でやっている、ということだが、それでもだめか。

くすやま理事 意見を申し述べたいという場合は、理事会に報告すると。発言は議運で可否の判断をするというのは、ちょっとおかしいと思う。国会でも委員会で討論を行って、さらに本会議でも同じ法案についての討論はやっている。だから、区議会でもそういう場は保障すべきだと思う、たとえ同じ意見でも。

富本理事 わかるが、それで毎度毎度出てこられたら、それはどうなのかということがあ。政治だから、条例の重要程度はないと言っても、あるといえはある。それについて言っておきたいというのは、どの会派だってある。

くすやま理事 だからそれはやったらいい。別に毎度毎度やってない。最近だって、たしか7月の補正予算のとき。我が党がやりたいと言ったのはそのときくらいである。

富本理事 そうすると、徐々にそれを拡大していく傾向がある、はっきり言って。

くすやま理事 いやいや、拡大されたならされたで、それはいいのではないか。区議会は言論の府だから、そういうのはきっちり、どの党であってもやっていいと思う。ちゃんとそういう場は保障すべきだと思う。それに、そんなふうにならないと思う。毎度毎度やると、やりたいからやるということで言っているのではなく、本当に重要なものについては可とすべきと思う。

島田理事 共産党だけの問題ではない。

くすやま理事 だから、みんなに保障すればいい。

副議長 これは、要するに同じ会派の人間が別の意見を言うことがおかしいということ。

くすやま理事 国では同じ会派が同じ法案で言っている。委員会だって、本会議だってやっている。

富本理事 それは、どちらかというとなら10ページの話。

議事係主査 10ページが予特のほうなので、前回のネみの事例である。

河津理事 共産党は、どっちかというとなら補足意見。状況が変わったからというのか.....

くすやま理事 いやいや、状況が変わったのではない。

富本理事 要するに反対を頑張ったということを知りたいのか。

くすやま理事 委員会はあくまで委員会で、委員長報告だってすごく簡略化して報告される。

脇坂理事 しっかり報告している。

くすやま理事 実際、要旨は言うが、こちらが言ってほしいことを全部伝えられるわけではない。

脇坂理事 意見開陳はちゃんと報告している、質問は簡略化しているが。

くすやま理事 だけれども、そうは言っても、全部言われるわけではない。本会議最後の全員出席している場できちんと、そういう重要なものについて意見を述べるということ、それをなぜ議運で可否を判断するかというのが.....

副議長 当然、議会運営だから議運で全部やる。

くすやま理事 では、その理由について何を基準に判断するのか。

富本理事 それはその時々委員の判断による。

副議長 民主主義である。

富本理事 何で反対しているのかという話と一緒に。今の話と一緒にだから、それはおかしい。

くすやま理事 いや、よくわからない。理事会に報告して議運で可否の判断というのが、何を基準に判断するかというのがわからない。

富本理事 だから、それはさっき言った。政治だから、それぞれ重要局面がいろいろあるから、局面に応じて判断する。

くすやま理事 その局面に応じて判断というのが.....

富本理事 それは要するに仮定だから、どういう条例についてなのか、どういうことなのかという事情はある。一番大きいのは、例えば予算に対して賛成と反対と、この場合だって出る。うちも現にあった。そういう場合は、会派も分かれるということが前提で、予算に賛成の人と反対の人がいる。それは言わざるを得ないというのは、みんなに理解された。

くすやま理事 それはわかる。

富本理事 基本的に委員会と同じことをもう一度言うのは、要するに委員会の意見は言っているわけだから、意見が変われば別だが、意見が同じであれば……

くすやま理事 国会では、同じようなことだが、やっている。それはきちんと区議会だっ
て保障されるべきだ。

富本理事 そこは保障をしてないわけではない。重要局面でそれぞれ考えてやっていただ
きたいということ。

くすやま理事 いや、ちょっと我々はこれに関しては……

富本理事 くすやま理事は信頼している。でも、その前の議論の前提として信頼できない
行為が数多くあった。そうすると、だんだんそうなる。保障しろ保障しろと、保障した
ら、何でもいいというふうになる傾向があるのが嫌だという話、残念ながら。そこを議
員という良識を持った集まりで、48人で限られた時間を分け合っているという発想の中
で考えればいいが、そういう議論ではなく、何でもいいから俺は自分の意見を言えばい
いみたいな、48人で時間を割くというよりも、1人が自分の意見を言えばいいというよ
うな発想で、要するに単なる自己主張大会のような形で物を進めようとしているような
発想の方がいて、そうなるともう收拾がつかない。ではうちもうちもと言ったら、48人
がまた本会議場で全部言うことになるよという話になる。余りにも言われると、では
我々も全員言うかと言ったら、自民党で、私は大賛成、私はちょい賛成、私はこの程度
賛成と45人みんなが言い出したらどうなるかという話をしている。

くすやま理事 それはちょっとそういうことはないと思うが。

富本理事 ないというのは、そういうことで、ある意味、我々が自制しているから。自制
を求めて、自制の上で保障保障と言われるとつらい。

くすやま理事 それはみんなお互いの良識を持って……

富本理事 良識があればいいかということ、良識が崩れそうな議論があった。その前提のも
とで。それは前幹事長に聞いていただきたい。

くすやま理事 良識が崩れそうな問題があったのか……。

富本理事 そういう積み上げがあった。別に個人を責めるとかそういうわけではないが、
えっ、というようなことが結構あった。例えば、ここにいない、今議論に参加してない
が、同一会派で予算の賛否が違ふとか、普通だったら、えっ、というようなことが、議
会運営に関して考え方がいろいろあるから、どっちがいいとは言いきれないが、大多数
の人が理解をしている議会運営の発想とは違うことが行われて、そうすると、やはり一
定のルールがないといけないとなってきた。現にこういう形で1度か2度やったことも

ある。議運で判断をするということをやっているし、それから議運の場で議論を認めてきた経緯もある。

議論の途中だが、議長は公務があるので、ここで退席をする。

くすやま理事 だから私は、これを載せるとしたら、「申し出があった場合は理事会に報告する」で、あとは認めるということ的前提にしてもらいたいから、理事会に報告するということで切ったらいいと言っている。

富本理事 言っていることはわかるが。

くすやま理事 良識を崩されそうなのがいろいろあったと言っているが、ちょっとその辺もよくわからないし、我が党として別に、だからといって毎回毎回出ていくかといったら、そんなことはしない、うちだって良識を持って対応したいと思っている。最近はずっとそうだ。この間ぐらい。

脇坂理事 最近の話だ。

くすやま理事 でも、最近と、あと何年か前だけ。そんなにない。

富本理事 別に共産党だけのことを言っているわけではない。これはインターネット中継の功罪の部分がある。

くすやま理事 でも、どちらにしても私はきちりちゃんと保障すべきだと思う。

富本理事 そうなると、では我が党もまた誰か出すかということになると……

くすやま理事 そんなふうになるか。

富本理事 全員が出るかどうかわからない。ただ、そういう形で、大変失礼な言い方だが、本会議が単なる発言合戦みたいな、例えばインターネットを意識したような発言合戦みたいになってもしょうがない部分もある。そういうことも含めて言っている。

くすやま理事 発言合戦という言い方はどうかと思うが、きちんと区民に見えるように、わかるようにするということでは別にいい、みんなが出て行ってやってもいい。ただ、時間的なこととかそういうのは良識を持って。

富本理事 それでまた発言の時間の制限もしないということになると、何でもかんでもということになる。48人で限られた時間を分け合っとうまくやっていこうという良識が働けばいいけれども、そこで時間もノーズロ、何もかもノーズロ、となると、もう收拾つかないということが危惧される。

くすやま理事 いや、私はそんな危惧はしなくてもいい。

島田理事 これまでの議会の改革の中でずっとやってきたのは、委員会主義をとっているから、ここで委員外議員まで質問できるようにし、そこで意見も言えるようにした。本会議では再質問までしかできないのを、15分なら15分として十分一問一答でできるよう

な、そんな形にもし、今は、質問だけして意見は本会議で述べるというパターンも出てきている、何を考えているのかよくわからないが。要するに時間を有効に使うということと、審議の中身をより深めるという意味でそういう改革をやってきたわけではない。それを生かしてちゃんと委員会主義としてここにできている。それは会派の問題でもあると思う。それをまたひっくり返すという話になると、どうしても我々はその主張には乗れない。

くすやま理事 ひっくり返すわけではない。

富本理事 本会議というのは、本会議の構成人数によって本来ならば時間だって考えなければいけないという論だってある。ここで別にそんなことを今提案する気はないが、例えば会派の人数によって時間制限をとっている議会だって多数ある。

ただ、杉並はそういう方式はとってなくて、極めて、ある意味民主的にやってきた部分があるが、そういう中で、今島田理事も言ったように、委員会中心主義の中で委員会でその場を保障しているわけだから、そうしたらまた、委員外議員の発言を認めているのだからどうなのかということになってくる。本会議が正直、一時期、相当首をかしげざるを得ないような状況があった。そういう状況が助長された。

そういう中であって、とはいうものの全部の委員会に参加できない会派の方もいる現状もある中で、では、どう委員会中心主義を生かしながらやろうかという中で、今島田理事が言ったような議論をして、藤本議員が議長のとくに新ルールということで決めて、その運用をしてきた。

本来、委員会で述べる場があるから、そこで述べて、それを委員長が報告をすれば、委員長の報告に重大な瑕疵がない限りは、基本的にその報告をもって賛否を明らかにするということが事足りする。ただ、要するに予算の場合など重大局面で賛否が会派の中で分かれてしまえば、会派がその後、例えばうちにもあったが、分かれてしまうような現状は、政治局面としてそれは言わざるを得ないだろうということは、みんなで可否を判断すればいいということを行っている。

我々にしてみれば、委員会でそういう場を設けているのに、なぜ本会議でまた意見を言われるかと、発言通告があるときに正直思うところもある。あるが、それはいろいろな情もあるので、一応良識の範囲であればということやってきた。一時、新ルールになったら、新ルールのほうである程度運用されるのかと思ったら、また少しずつ本会議での発言も増える傾向にもある。そうすると、委員外発言を認めたのは何だったのかというふうにもなってくる。

島田理事 基本的に理事会、議運に諮るというのは、例えば今回非常に会期が長い予定だ

が、区民生活委員会で常任委員会初日に条例審査したと。その後かなりの日数がある。その間に状況の変化なり社会状況が変わったとかとなって、その委員会で述べた意見を覆さざるを得ないというときに、委員会で言った意見を変えたいから、賛成を反対にしたいということで申し出があって、では議運で諮ると、そういうパターンなのかと思う。

もう1つ、予決特も同じだが、会派の中で意見が割れて、前に自民党であったように、反対意見を述べたいと。それは結局会派が分かれるという話があれば、それは認めざるを得ない。そういう特異なパターンに限られる。それを議運で判断する、こういう話だと思ふ。

くすやま理事 そうすると、例えば委員会で賛成したが、いろいろあって反対に変わりたいというような場合ということか、これは。

富本理事 それも想定されるということ。

くすやま理事 だが、同じく反対なら反対で、委員会でも反対を表明し、その態度は変わらなくて、さらに、しかし、この間のように大変重要な事項なので本会議でも述べたい、それも含まれる。

富本理事 もちろん。だから、そこは、条例に重さ軽さはないといえども、やはり政治なので、そこはわかる。政治の判断として、重要法案とか、そこは判断しないと、何でもかんでもということがあり得るということ。

くすやま理事 何でもかんでもというのがよくわからない。

富本理事 僕らにしてみれば、非交渉会派の方が委員外発言でやられないで本会議だけやられるというのは、正直非常に遺憾。ルールができたわけだから、その委員会できちっとやるのが、新しいルールの中で、委員会中心主義でやる中で、そういう形を保障している。その場でやってもらいたいというのが本心としてはある。そう決めた。なぜそこでやらないで、本会議でいきなり発言されるのか。例えば委員会にも顔も出さなくて、いきなりそこでやるのは何なのかというのはある。確かに発言は制限できないから、そこを云々とは言えないが、正直、そのルールがあるのにどうしてそれをやってもらえないのかと。もちろん本会議が一番大事という捉え方もあるかもしれないが、それは委員長報告の中に入るので、それでよいのではと思う。別に議論を封鎖するというようなことではない。

くすやま理事 いや、封鎖される危険性を私は感じるので、これを申し合わせ事項にするのには賛同できない。

富本理事 国会とかはもっと封鎖されている。

くすやま理事 その状況はあるだろうが、私はそういう危険をここで感じるので、これを

申し合わせ事項に載せることには賛同できない。

富本理事 今までどおりということか、結局は。

くすやま理事 残念ながら、ここには載せないで、今までどおりとなるのかと思う。でも、申し合わせ事項に載せるということは賛同できない。それを了承したとは我が党はできない。我が党としては、あった場合は理事会に報告するという事で、それ以下の部分は削除してもらいたいという意見。

副議長 基本的には議運が何のためにあるか。議会の運営委員会なので、その場がどうやってスムーズに行くか。通常は、最後は決まらなければ可否で賛否をとってやる。この場合も同じで、イレギュラーなことをイレギュラーなままで定義をしなかったら、何でもオーケーになっていくから、議運のある意味がなくなるので、基本的には議運の中で判断をしていく。議会をスムーズに回していくための1つの機関であるので、そこで諮るとするのは極めて当たり前のルールだというふうに思う。

富本委員 では、これでどうか。可否を判断すると書いてある、結果的にそうなるかもしれないが、「協議する」でどうか。

くすやま理事 いや、私は無条件に保障すべきだと思う。

島田理事 今副議長が言ったのは、例えば本会議で幾ら手を挙げて、議長が指名しないで進めることだってできる。そこで終わればいいわけだから。議長の暴走を防ぐために議会運営委員会がある。議会運営委員会が議会のあり方をちゃんと検討して、議長がそれに乗っかってこいと、これが議運のあり方。なくすのであれば、幾らでも暗黙の了解でできる。議運がどれだけ大事かというのはちゃんと心してやっていただきたい。

くすやま理事 軽んじているつもりはない。

島田理事 理事会でいいというわけにいかない。

くすやま理事 では、理事会と議運に報告すると。だから、そこで議運で可否の判断というのが、一体どこをどう基準にして判断するのか。

富本理事 「協議をする」でどうか。可否の判断というと、何もなく可否の判断をするだけに捉えられるから、協議をすることによって、別に大筋合意する場合もある。要するにいきなり可否の判断と書くと、そういう結果になる可能性もある。それは議会だから多数決で決めなければいけないことはあるかもしれないが、議会運営委員会で協議をすると。協議をしたけれども、最終的には可否をとることになる可能性もあるが、それはいろいろな理由もあるから、民主的になるべく丁寧にやっていくということは保障する意味でも、議会運営委員会で協議をするという形でどうかということ。理事会で報告するだけではちょっと弱いし、理事会というのは組織としてはあくまでも理事会だから、

議会運営委員会というものが正式と言っては言葉が変だが、そういう議会運営のための組織なので、理事会というのは前さばき機関だから、そこはそういう形でいかがか。

くすやま理事 いや、ちょっと乗れない。

島田理事 逆に、報告されて、それが議会運営上おかしいとなったときに、その報告を1回議案として取り上げて審議せざるを得なくなる。それは当たり前のこと。

くすやま理事 繰り返したが、我が党としては同じ。やはり本会議できちんと保障は……。

富本理事 それは前提としてある。あった上での話をしている。

くすやま理事 あったならそれでいい。それでまた判断するというのをあえてここに載せるのは賛同できない。

富本理事 議論としてまとまらない。では何やってもいいというのも困る、現実問題として。まとまらなかったから何でもありと捉えられても困る。共産党がとるとは思いたくないが、そういう捉え方をされる方もいるかもしれない。それは避けたい。

くすやま理事 そうしたら、ここだけではなく、例えば1人会派の人も含めもう少し議論を深めたらどうか。

富本理事 ここだけ協議中と書いてつくるのか。

くすやま理事 どうしてももうまとめたいのか。

富本理事 これはずっとやってきた。別に一、二回やってきたわけではなく、ずっと2年近くやっている。

くすやま理事 でも、毎回毎回やってきたわけじゃない。私も途中からだった。

富本理事 とはいうものの、会派で議論してもらわなければいけないこともあるので、毎回毎回やってきてはいない。

くすやま理事 ちょっとここについては、申しわけないが、早くつくりたいというのはわかるが、拙速に結論を出さないで、もう少し全体の意見というか……

富本理事 全体の意見も既に聞いた。

くすやま理事 1人会派の人とか、どういう意見か。

富本理事 聞いた上で取り上げてやっている。

くすやま理事 では、その辺ちょっと後で教えていただきたい。

富本理事 では、次に行く。9ページ。これは、ただ、今やっていることの時間設定を書いただけなので問題がない。この間みたいに特段発言がない場合は、議会の効率化という部分でそのようにするので、問題ないと思う。

それから、10ページの第5の「意見開陳」の(3)までは了承でよいか。(4)のところと同じ。

脇坂理事 表現をあえて変えているのか。可否を判断するとかという用語がない。

議事係主査 もともと抜くつもりでいた。誤りである。

富本理事 本当は(4)を書くことすら恥ずかしいといえれば恥ずかしい。ただ、例えば賛否が分かれる場合があるから、それはしようがないことがあるので一応ここに書いてある。これどうか。

くすやま理事 こういうケースは我が党は当てはまらないと思うが、これまであった。これも理事会に報告して、議運で判断する。これは私がさっき主張したケースとは若干違うこともあるが、これも判断をするというのが本来どうなのか。それはおかしいことで、それはやはり保障すべきことなのかとは思う。だから、ちょっとこういう表現が……

河津理事 どちらがおかしいのかという判断がもう根本的に違う。

富本理事 そうということである。

では、とりあえず時間もあるので、一応この場合は再度検討ということにするが、一応1の話は何となく議論のまとまりがあるので、それをもとに再提案。それから3ページの問題と9ページの問題はご了承をいただいた。10ページの第5の(3)まではご了承いただいた。残っているのが1ページの部分と5ページ、10ページの5の(4)が残っているので、これを再度、第1回定例会中になるが、検討していきたい。

とりあえず、それ以外の部分はご了承いただく形でよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 では、そういう形でやっていく。

それではどうするか、2段階制にするか。要するに今の議論が抜けたままのものをとりあえず第1弾として第1回定例会からやるか、もう少し議論を深めてやるか。

議会事務局長 どこまでこの議論を深めるという作業が続くかわからないので、決まったものについては第1回定例会からもうスタートするというもののほうが、どこからかは始めないと收拾つかないという印象はある。

富本理事 その辺はちょっと事務局と相談した上で、また4日に理事会があるので、そのときにご報告する。

《2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会ピンバッジについて》

富本理事 続いて、2020年東京オリンピック・パラリンピックのピンバッジについての説明をお願いします。

議会事務局次長 お席のほうに置いてあるかと思うが、楕円形のバッジである。都のほうから、ピンバッジ、ポスターが届いている。この後各会派に、当面人数分ということに

なるが、お配りする。追加で必要があれば、事務局まで。当面数に限りがあるので希望に添えない場合もあるが、その辺はご了承をお願いしたい。今のところ、うちのほうには100個届いている。とりあえず皆さんに配ることとする。

また、このデザインは、公式的には検討中であるということで、今回はこれまでのものという申し添えがあった。

富本理事 とりあえず1人1個をお配りする。必要のない方は返上いただきたい。必要な方は、事務局まで言っていただきたい。ただし、全部で100個である。

それから、新しい都知事が決まらないと、新しい正式なロゴも決まらないうことなので、これについては了解していただきたい。

ほかに何かあるか。

議会事務局次長 私から事務連絡と相談の案件と、2点ほどある。

まず、1つ目が政務活動費の件。毎度毎度で恐縮だが、提出されてない方がまだいるので、至急提出をお願いしたい。

富本理事 あと何名か。

議会事務局次長 合計9名である。5月になると用意ドンで公開が始まるので、十分なチェックをしたい。よろしく協力をお願いします。それが1つ。

もう1つは、これは相談というか、公認会計士協会の杉並会から、まだ今の段階は口頭だが、議長に対して、いわゆる新しい地方公会計制度の理解を深める、あるいは情報を活用するとか、そういったことで、公認会計士協会のほうの恐らく地域貢献の1つだと思うが、研修会を議員に対して実施してはどうかという提案があった。実際、練馬区とか新宿区とかで昨年行っているということで、杉並区でもいかがかということ。監査委員をやってる岩崎監査委員から話があった。講師の派遣とか、あるいは資料の作成とかは、増す刷りが必要かどうかというのもあるが、一切士会のほうで行うので、日程調整と会場の都合だけ用意するようになる。このたびの賀詞交歓会だとか新年会なんかでもそういった話が一部伝わっていると思うが、1定が3月18日に終わる予定なので、それから2定までの間の期間で、なるべく多くの議員の皆様が出られるような日を設定し、おおむね2時間程度かと思うが、実施してはどうかと考えている。

ついでには、各会派の皆様の方から世話人というか実行委員を作って、広く議員に声かけをお願いし、できるだけ多くの議員の参加ができればと考えている。細部については事務局のほうで担当するのは言うまでもないが、そういった形で進めていけば、実りある研修会にできると考えている。

富本理事 これは公認会計士協会から議長に対して要請があったのか。

議会事務局次長 まだ正式な文書ではないが、口頭で、議会全体の意向もあるから、一応諮った上だと思っている。

島田理事 先ほど岩崎監査委員からの話ということだが、七松氏からは話は来ているのか。

議会事務局次長 私のほうには直接は来てないが、岩崎監査委員からは、士会としてこう考えているということで話はあった。

富本理事 支部長というか、会長が七松氏だと思うので、正式な、その辺のものを議会としてもいただいた上で前向きに進めていく。多分、議長もそういうことを受ければ、我々に対してもそれをお願いしたいということで話があるとは思う。どうか。

議会事務局長 いまは口頭ベースでは岩崎監査委員からの話なので、もちろん七松氏を通してということで議長に伝えているので、理事会でこの話を進めてということになれば、正式に七松会長のほうから議長に申し入れを頂戴し、進められると思う。

富本理事 要は議会側の、ある程度よろしいかという意向があれば、出して断られるとあちらも困るところもある。それを受けるとするのは別にそんなに弊害はないが、よろしいか。くすやま理事、いかがか。大丈夫か。では、そういう形で進めていくことで、あとはどなたか世話人をつくって、そういう勉強会を開催する形にするという方向性になるということで、これは交渉会派から一人ずつと非交渉会派からどなたか一人ぐらい出してもらおうというイメージでよいか。

議会事務局次長 そうすれば、そのメンバーと打ち合わせをしながら、調整をしながら進められる。

富本理事 では、それはそういう形で進めるのはよろしいか。 では、一応そういう形で進めていくので、よろしく願います。

本日の議題は以上だが、ほかに何かあるか。よろしいか。 なければ、本日の議会運営委員会理事会は閉会する。

(午前11時13分 閉会)